

関 税 政

第 45 号

発行所：関東信越税理士政治連盟
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F
TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475

発行責任者：会長 井部 俊一
編集責任者：広報委員長 三輪 洋之
HP <http://www.kanzeisei.jp/>



茶臼岳 ひょうたん池 秋

写真提供 栃木県観光物産協会

写 真 説 明

茶臼岳は那須連山の主峰である活火山。今もなお白い噴煙を吹きあげています。ロープウエーで9合目まで登ることもでき、山頂までは歩道も整備されているので、気楽に登山を楽しむことができます。関東平野を一望できる山頂からのその眺めは、まさに絶景です。

目 次

第54回定期大会……………	2
井部会長あいさつ……………	3
令和2年度運動方針……………	5
令和3年度税制改正に関する建議書の概要 ……	8
各県税政連だより……………	13

関東信越税理士政治連盟

第54回 定期大会を開催

関東信越税理士政治連盟は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本年度の定期大会を书面議決による開催とした。

6月10日を期日として、代議員250人に対し书面議決書により議案についての回示を求めた。その結果、期日までに250人中222人から回示があり定期大会が成立、役員立ち会いのもと賛否を集計した結果、すべての議案が異議なく原案のとおり可決承認された。

なお、提出された議案は次のとおりである。

第1号議案 令和元年度運動経過及び組織活動の承認を求める件

第2号議案 令和元年度収支決算の承認を求める件（監査報告）

第3号議案 令和2年度運動方針の議決を求める件

第4号議案 令和2年度組織活動方針の議決を求める件

第5号議案 令和2年度収支予算の議決を求める件

第6号議案 大会決議の議決を求める件

大 会 決 議

一、われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。

二、われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。

三、われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のため強力な運動を展開する。

四、われわれは、税制改正に際し、中小企業者に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。

五、われわれは、規制改革の動向を注視し、税理士会への強制入会制と税理士業務の無償独占堅持のため強力な運動を展開する。

六、われわれは、税理士の業務に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。

大会あいさつ



税政連活動にご理解・ご協力を！

関東信越税理士政治連盟

会 長 井 部 俊 一

会員の皆様には、常日頃、関税政の活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本年度第54回定期大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から書面議決による開催とさせていただきます。代議員250人に対し、6月10日を期日として書面議決書により議案についての回示を求めました。その結果、期日までに250人中222人から回示があり定期大会が成立、役員立ち会いのもと賛否を集計した結果、すべての議案が異議なく原案のとおり可決承認されました。ありがとうございました。

関税政では、近年、「税理士による国会議員等後援会」の設立を積極的に進めております。現在53の後援会があります。

今後も、税政連と後援会の連携を更に強化し、後援会組織の拡大と活動の強化を図り、税理士法改正や税制改正の実現のために活動していきます。後援会の定期総会等は、被後援国会議員の政治理念や国政活動の報告の場だけでなく、税務の専門家である我々の意見を述べる場でもあり、お互いに情報共有する機会であります。各後援会におきましては、必ず定期総会等の開催を継続していただくようお願い申し上げます。

コロナ禍において、今年度も2つの後援会が設立されました。

・令和2年8月3日「税理士による井出ようせ

い後援会」(衆議院議員・長野3区)

・令和2年9月7日「税理士による石川昭政後援会」(衆議院議員・茨城5区)

例年、国会議員への陳情については、10月頃に、「後援会を中心としての地元での陳情」、「関税政、県税政の役員を中心としての議員会館での陳情」の2通りで行われておりました。

今年は、第1次陳情として8月から、第2次陳情として10月から行います。内容は、まず、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正」に関する陳情、そして「令和3年度税制改正」に関する陳情であります。コロナ禍でありますので、すべて地元陳情で行います。

さて、衆議院議員総選挙の噂もちらほら聞こえてまいりました。各県税政において推薦国会議員の人選も進めていただいております。その節には後援会を中心に一丸となって応援の程よろしく願います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、一度は収束に向かう兆候が見られたものの、現在はまだまだ感染拡大を否定できない状況にあります。会員の皆様方におかれましては、くれぐれもご健康にご留意いただきたいと思います。

結びに、皆様のご繁栄、ご健勝を祈念し、より一層の関税政へのご理解、ご協力をお願いしましてあいさつといたします。



祝 辞

日本税理士政治連盟

会 長 太 田 直 樹

本日は、関東信越税理士政治連盟の第54回定期大会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。また、日ごろから日本税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

今年度の定期大会は、新型コロナウイルス感染症の影響で、会場の変更や国会議員等を招待しての懇親会の中止など、例年とは異なった方法での開催を余儀なくされています。関東信越税理士政治連盟におかれましても、井部会長はじめ執行部の皆様には、困難な状況の中、会務を執行されておられることに感謝申し上げます。

日税政は、この難局を乗り切るため日税連と連携して積極的に対応いたします。日税連は中小企業支援の要望を4月15日に、新型コロナウイルス感染症にかかる税制改正建議を6月11日に決定することとしており、これらの要望実現のため全国の税政連の皆様の力を結集して国会議員に対する活動を行います。

このほかの日税政の諸課題についても、所信の一端をご報告させていただきます。

まず、税制改正への対応について申し上げます。

日税連は、6月11日の理事会において、「令和3年度・税制改正に関する建議書」および「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書」を機関決定します。日税政は、これまで以上にスピード感を持った迅速な対応に努め、税制建議の実現を強く訴え続けてまいります。関東信越税政連におかれましても、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、税理士法改正については、日税連が税理士法改正に向けた議論を加速しております。税理士制度が国民にとって必要不可欠な制度で

あるという基本認識のもと、ICT社会における税理士事務所のあり方、税理士試験の受験資格の見直しなどを法改正要望項目として検討が進められています。日税政は、日税連と連携して、次世代にとって魅力のある、そして、国民・納税者により一層信頼される税理士制度とするため、税理士法改正に積極的に対応いたします。

次に、国政選挙への対応です。税政連にとって最も重要な活動は国政選挙への対応です。昨年は第25回参議院議員通常選挙が行われましたが、今後の政局については、先の読めない混沌とした状況となっております。

しかし、税政連は国会において、その地域に密着した活動を高く評価されております。次期の国政選挙においても、税政連の推薦議員を一人でも多く国会に送らなくてはなりません。関東信越税政連におかれましても、より一層のご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

さて、税政連の意義と役割がより重要になる一方、税政連組織の強化や後援会活動の活性化が喫緊の課題となっております。税理士政治連盟の目的は、税理士会の要望実現です。税政連活動の成果はすべての税理士会会員が等しく享受します。すべての税理士が税政連の活動にご理解いただき、誇りと使命感を持って活動に参加していただけるよう、日税政は単位税政連の皆様と英知を結集して取り組んでまいります。

今後も、会員の皆様には、税理士政治連盟の活動に対して、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたしまして、祝辞といたします。

令和 2 年度運動方針

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

本連盟の目的はその規約第 3 条において下記のとおり定められている。

第 3 条 (目的)

本連盟は、関東信越税理士会の方針にそって、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

規約にあるように、本連盟は関東信越会の方針とその事業の達成以外の政治活動を行うものではなく、関東信越会の方針にそった政治活動を行うものである。

主たる運動としては、関東信越会が税理士法第 4 9 条の 1 1 (建議等) の「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」との規定に基づき、関東信越会の理事会において決議された令和 3 年度税制改正及び税務行政に関する意見とこれらを基礎とした税理士法第 4 9 条の 1 5 により日税連の理事会で決議された建議書に従った政治活動を行うことである。

本連盟では、税理士の社会的地位の向上と関東信越会の基本施策を実現するために、各種施策・運動等に取り組んでいく必要がある。

また、本連盟の規約第 3 条の目的を達成するために、各県税政連や税理士による後援会及び日税政と連携し、本連盟の施策に賛同し尽力される国会議員を支持し、次に掲げる具体的課題に取り組むこととする。

- 1 税制改正への対応については、中小企業の活性化に資する政策の実現や経済的弱者に配慮した政策の実現に向けた活動を行う。
- 2 社会保障・税番号制度への対応については、その利用状況を注視し、個人事業者番号などの導入について個人情報などの保護に資する活動を行う。
- 3 税務行政改善への対応については、調査手続規定の運用を注視し、納税者の権利・利益の救済・保護に資する活動を行う。
- 4 税理士法の改正については、更なる税理士制度の発展を目指し、資格制度見直しの動向を注視するとともに、会員の研修についても支援できるように引き続き活動を行う。
- 5 税理士制度に影響を及ぼす規制改革や制度改革の動向については、迅速かつ的確な対応を行う。
- 6 国政選挙等については、各県税政連や後援会と連携して、支援活動を積極的に行う。
- 7 各県税政連の活動の充実を図り、会員の増強に努め、組織の強化を図る。

令和元年度 収支計算書

自 平成31年4月 1日

至 令和 2年3月31日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
分 担 金	40,342,500	40,480,000	△ 137,500	
分 担 金	40,342,500	40,480,000	△ 137,500	
寄 付 金	100,000	887,100	△ 787,100	
個人からの寄付	0	0	0	
政治団体からの寄付	100,000	887,100	△ 787,100	
そ の 他 の 収 入	1,000,000	1,267,280	△ 267,280	
雑 収 入	1,000,000	1,267,280	△ 267,280	
前 年 度 繰 越 金	18,183,071	18,183,071	0	
前 年 度 繰 越 金	18,183,071	18,183,071	0	
合 計	59,625,571	60,817,451	△ 1,191,880	

(支出の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
経 常 経 費	8,500,000	7,382,960	1,117,040	
備品・消耗品費	500,000	0	500,000	
事 務 所 費	8,000,000	7,382,960	617,040	
政 治 活 動 費	45,600,000	29,434,124	16,165,876	
組織活動費	24,800,000	15,268,583	9,531,417	※1
選挙関係費	500,000	6,540	493,460	
その他の事業費	100,000	0	100,000	
調査研究費	100,000	0	100,000	
寄付・交付金	20,000,000	14,159,001	5,840,999	※2
その他の経費	100,000	0	100,000	
予 備 費	5,525,571	0	5,525,571	
予 備 費	5,525,571	0	5,525,571	
次 年 度 繰 越 金	0	24,000,367	△ 24,000,367	
次 年 度 繰 越 金	0	24,000,367	△ 24,000,367	
合 計	59,625,571	60,817,451	△ 1,191,880	

※1 組織活動費内訳

組織対策費	6,253,024
大会費	4,936,869
交際費	888,800
広報費	3,189,890
合 計	15,268,583

※2 寄付・交付金内訳

日税政分担金	8,810,400
各県税政連交付金	1,789,233
後援会活動助成金	3,309,368
参議院議員等推薦料	250,000
合 計	14,159,001

令和 2 年度収支予算

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
分 担 金	40,518,500	40,342,500	176,000	
分 担 金	40,518,500	40,342,500	176,000	
寄 付 金	100,000	100,000	0	
個 人 か ら の 寄 付	0	0	0	
政治団体からの寄付	100,000	100,000	0	
そ の 他 の 収 入	1,000,000	1,000,000	0	
雑 収 入	1,000,000	1,000,000	0	
前 年 度 繰 越 金	24,000,367	18,183,071	5,817,296	
前 年 度 繰 越 金	24,000,367	18,183,071	5,817,296	
合 計	65,618,867	59,625,571	5,993,296	

(支出の部)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
経 常 経 費	10,500,000	8,500,000	2,000,000	
備 品 ・ 消 耗 品 費	500,000	500,000	0	
事 務 所 費	10,000,000	8,000,000	2,000,000	
政 治 活 動 費	43,800,000	45,600,000	△ 1,800,000	
組 織 活 動 費	20,000,000	24,800,000	△ 4,800,000	※ 1
選 挙 関 係 費	500,000	500,000	0	
そ の 他 の 事 業 費	100,000	100,000	0	
調 査 研 究 費	100,000	100,000	0	
寄 付 ・ 交 付 金	23,000,000	20,000,000	3,000,000	※ 2
そ の 他 の 経 費	100,000	100,000	0	
予 備 費	11,318,867	5,525,571	5,793,296	
予 備 費	11,318,867	5,525,571	5,793,296	
合 計	65,618,867	59,625,571	5,993,296	

※ 1 組織活動費内訳

組織対策費	11,000,000
大 会 費	3,000,000
交 際 費	2,500,000
広 報 費	3,500,000
合 計	20,000,000

※ 2 寄付・交付金内訳

日税政分担金	8,840,400
各県税政連交付金	3,000,000
後援会活動助成金	5,000,000
衆議院議員推薦料	4,500,000
その他活動費	1,659,600
合 計	23,000,000

日本税理士会連合会

税制改正に関する 令和3年度 建議書の概要

税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する 基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

建議書の構成

- 特に強く主張したい4項目の「本建議書における重要建議項目」
 - 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
 - 全国15税理士会及び当会の600項目の税制改正意見から32項目に集約した「税制改正建議項目」
- ※本紙では、4つの重要建議項目のほか、32の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える10項目を掲載(裏面)

今後の税制改正についての基本的な考え方(抜粋)

所得税

- ▶基礎的な人的控除における所得控除方式の維持、その他の人的控除の整理合理化と税額控除化
- ▶所得計算上の控除から基礎的な人的控除(特に基礎控除)へのシフト
- ▶多額な有価証券譲渡益等への税率引上げの検討

中小法人税制

- ▶内部留保の充実、事業の存続や新規事業への取組みに対する継続的な税制上の支援
- ▶資本金と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し

法人税

- ▶財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築
- ▶内部留保への課税ではなく政策税制の充実による設備投資等促進
- ▶租税特別措置の整理

消費税

- ▶単一税率制度の復活と適格請求書等保存方式の見直し
- ▶非課税取引の範囲の縮小
- ▶基準期間制度の廃止と課税売上高が一定額以下である事業者への申告不要制度の創設

相続税・贈与税

- ▶中間層以下への更なる相続税の課税強化反対
- ▶世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討
- ▶取引相場のない株式等の評価の適正化

地方税

- ▶税源の偏在性が少ない地方税制の構築
- ▶外形標準課税の中小法人への不適用、中堅企業への適用除外検討
- ▶ふるさと納税制度のあり方を見直し
- ▶国・地方を通じた環境関連税制の体系整備の検討

納税環境整備・その他

- ▶経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備
- ▶納税者憲章の制定、税務調査の事前通知の一部書面化・電子化
- ▶成年後見制度に係る税制等を見直し(障害者控除の適用範囲拡大)
- ▶カーボンプライシングの導入に向けた検討

国際税制

- ▶一般的租税回避否認規定(GAAR)の導入反対
- ▶義務的開示制度導入の慎重な検討と事務負担への配慮

災害対応税制

- ▶災害損失が十分救済される税制の創設
- ▶地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成

令和3年度

税制改正に関する 重要建議・要望項目

**日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟**

最 重 要 建 議 ・ 要 望 項 目

1. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)を見直すこと。

令和5年10月に予定されている適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)については、事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように見直しをする必要がある。

見直しにあたっては、事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む。)及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。特に、免税事業者が適格請求書等を発行できないことに伴い、取引から排除されることや、また、

不当な値下げ圧力等により経営状態が圧迫されること等のないよう対策を講じなければならない。さらに、免税事業者があえて課税事業者になることを選択すること考えられるが、同時に廃業を余儀なくされる中小事業者が増える可能性があることにも留意すべきである。

新型コロナウイルス感染症の拡大による危機的な経済情勢下にあっては、準備期間等を考慮すれば、少なくとも適格請求書等保存方式の導入時期については延期すべきである。

2. 消費税制度の簡素化を図るため、非課税取引を見直し、計算をできるだけ平易にすること。

令和2年度税制改正において、居住用賃貸建物の仕入税額控除に関する改正がなされたが、特定の租税回避行為に対してその都度当該取引を非課税取引とするような対処方法は、税制の簡素化に反する。消費税の制度は可能な限り、収受した消費税相当額と支出した消費税相当額の差額を納付し又は還付する簡素な制度であるべきである。

非課税取引については、売上げに対して取引先から消費税相当額を収受できない一方で、商品調達や設備投資等の仕

入税額控除は認められない。特に、社会保険診療等については健康保険法等により公定価格とされているため、医療機関等は消費税相当額が転嫁できず、仕入れに係る消費税を実質的に負担する仕組みとなっている。非課税取引のうち社会政策的配慮に基づく取引は課税取引とし、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできるだけ平易にすべきである。

3. 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、 所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。

(1) 基礎的な人的控除のあり方の見直し

基礎的な人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は、憲法25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税

最低限は、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。

また、最低生活費非課税の観点から、基礎的な人的控除についてはその額を引き上げ、所得控除方式を維持すべきである。

(2) 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を引き上げるべきである。その際、すべての者に適用されるべき基礎控除に負担調整の比重を移すことが望ましい。

①給与所得控除額の縮減

近年、被用者に近い自営業主（雇用的自営）の割合が高まっており、事業所得等との関係からみれば「他の所得との負担調整」を行う必要性は薄れつつある。したがって、給与所得課税の適正化を図るためには、特定支出控除制度をより

一層拡充し、給与所得控除額については、縮減すべきである。

②公的年金等控除額の縮減

公的年金等への課税は、保険料の拠出時には社会保険料控除として全額控除され、年金の受給時には公的年金等控除が適用されることで、実質的に非課税に近い制度となっている。したがって、公的年金等控除額は可能な限り縮減すべきである。

また、担税力のある者に相応の負担を求めるため、それぞれの概算控除額を調整する仕組みをさらに見直すことが必要である。

4. 「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること。

(1) 「災害損失控除」の創設

現行の雑損控除制度では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしている。しかし、災害による資産の損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になることが多く、激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要する。また、震災、風水害などの自然現象の異変に起因する損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられることから、雑損控除から自然災害による損失を独立させて災害損失控除を創設すべきである。

損害額の確定は、原則として建物の購入代金の領収書等や移転費用等の領収書等に基づいて算定することとし、建物の購入代金の領収書等を保存していない者については固定資産税評価額に基づいて算定する方法も考えられる。

災害による損失は生活基盤である資産に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではないため、所得控除等の順序については、災害による担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、まず災害損失控除以外の他

の所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。

控除しきれない場合の繰越控除期間は、最低でも5年間の繰越を認めることとし、損害額に係る一定の書類の保存を要件に控除期間の更なる延長も検討すべきである。さらに、前年分への遡及適用を認めるべきである。

また、移転やそれに伴う災害関連費用についても災害損失控除の対象とすることが適当である。

(2) 相続時精算課税における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置

相続までの間に災害による滅失や財産価値の著しい低下などがあっても、現行では相続時精算課税制度により受贈した財産について相続税の課税価格に加算する価額は、贈与時の価額となる。相続税について担税力に応じた課税をするために、災害により相続時の受贈財産の価額が贈与時の価額を著しく下回り、回復の見込みのない場合には、相続時の価額で加算する救済措置を設けるべきである。

個別要望項目

所得税	1	医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(建議・要望項目 2)
	2	業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目 3)
中小法人税制	3	中小法人の軽減税率の適用を維持し、その適用範囲を拡大すること。(建議・要望項目 6)
法人税	4	確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目 10)
消費税	5	消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。(建議・要望項目 13)
	6	基準期間制度を廃止し、新たに小規模事業者に対する申告不要制度等を創設すること。(建議・要望項目 14)
	7	簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目 15)
相続税・贈与税	8	相続時精算課税制度を見直すこと。(建議・要望項目 20)
地方税	9	償却資産に係る固定資産税制度について、廃止を検討するなど、制度のあり方を抜本的に見直すこと。(建議・要望項目 21)
納税環境整備・その他	10	税務手続においては電子申告等の活用を基本とし、そのための課題を具体的に分析・検討し、制度及びシステムの両面での積極的な環境整備を行うこと。(建議・要望項目 26) (1) マイナポータルと e-Tax の連携 (2) 支払調書制度の見直し (3) 電子帳簿等保存制度の普及 (4) 各税法における電子申告の位置付けの見直し (5) 納税のキャッシュレス化への対応

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書の概要



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者を取り巻く社会や経済の状況が一変したといっても過言ではない。したがって、通常の税制改正建議書とは別に本建議書を作成し、一定の期間について特例措置の創設を要望する。

また、本建議書における地方税の減免・免除の措置については、地方税の減収額の一部又は全額について国費で補填することを検討すべきである。

I 納税の減免・免除及び期限の延長関係

1 欠損金の取扱いの拡充（法人税）

コロナ禍による経済危機の影響を多大に受けると見込まれる一定期間（例えば令和元年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 2 年間）については、救済措置として、この一定期間に開始する事業年度に生じた欠損金額（**特定欠損金額**）については、特例措置を設けるべき。

① 中小法人等の青色欠損金の取扱いの拡充（法人税）

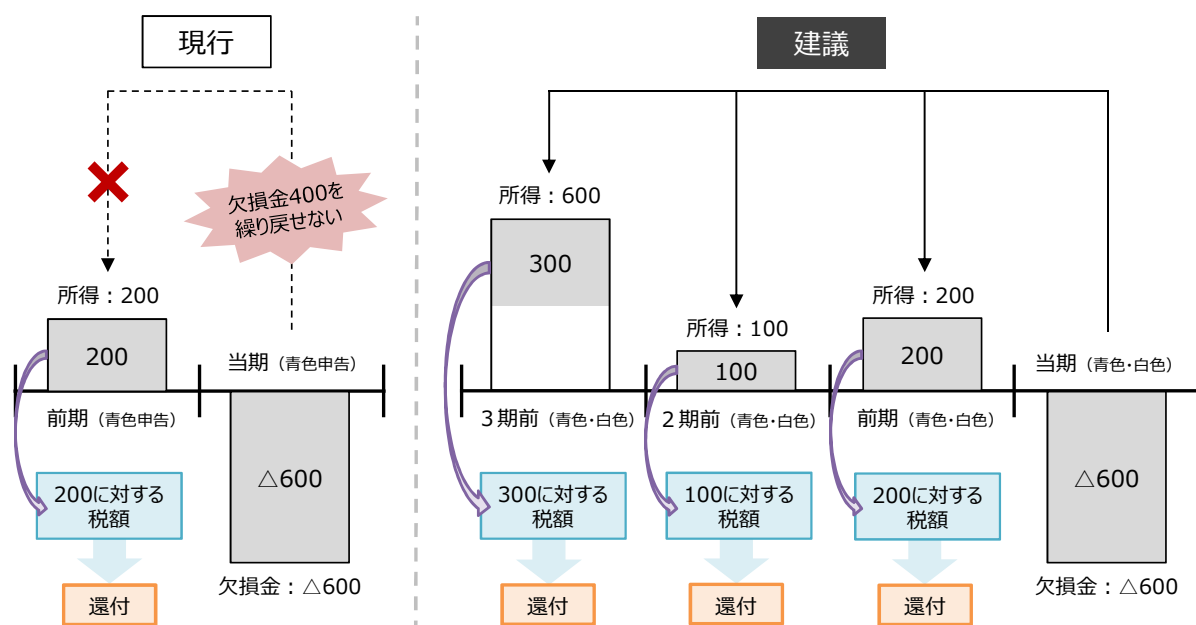
財務基盤が脆弱な**中小法人等**の特定欠損金額については、**欠損金の期間制限は撤廃**すべき（現行：10年間）。

② 災害損失欠損金の範囲の拡充（法人税）

白色申告法人については、通常の欠損金額の繰越控除は認められていないが、**特定欠損金額**については、災害損失欠損金とみなし、**10年間の繰越控除を認めるべき**。

③ 中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充（法人税）

財務基盤の脆弱な**中小企業者等（青色・白色の区分は問わない）**の特定欠損金額については、**欠損金の繰戻し期間を3年間とすべき**（現行：青色 1 年間）。



2 純損失等の取扱いの拡充（所得税）

コロナ禍による経済危機の影響を多大に受けると見込まれる一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）については、救済措置として、この一定期間に生じた純損失の金額（**特定純損失の金額**）については、特例措置を設けるべき。

① 純損失の繰越控除の拡充

個人事業者（青色・白色の区分は問わない）の特定純損失の金額については、**10年間の繰越控除を認めるべき**（現行：青色3年間）。

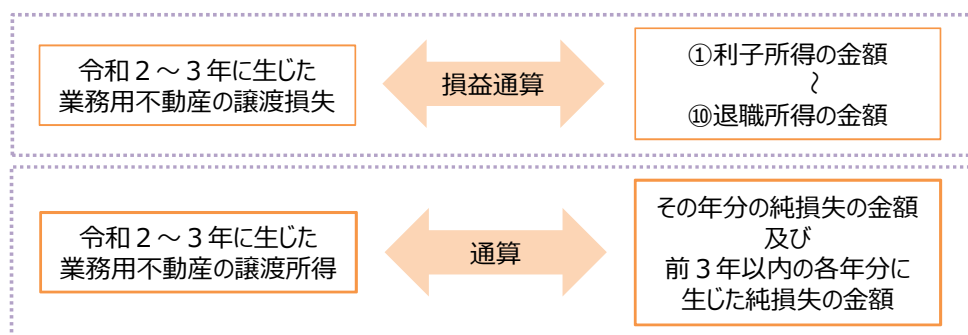
② 純損失の繰戻還付制度の拡充

個人事業者（青色・白色の区分は問わない）の特定純損失の金額については、**純損失の繰戻し期間を3年間とすべき**（現行：青色1年間）。

③ 業務用不動産の譲渡の取扱いについて

個人事業者は資金繰りの改善等の理由で業務用不動産を売却することが考えられるが、業務用不動産の譲渡所得や譲渡損失について事業所得の金額等との損益通算等が認められていない。

したがって、一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）に個人事業者が業務用不動産を譲渡した場合については、特例措置を設けるべき。



3 法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割額の減免・免除（地方税）

4 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長（相続税・贈与税）

事業承継を検討中の法人についても、コロナ禍による経済危機の影響を多大に受けており、事業承継税制の適用を受けるため特例承認計画の策定等の準備期間を考慮すれば、**その提出期限等を5年間延長すべき**。

特例承継計画の提出期限	令和5年3月31日まで	➡	令和10年3月31日まで
相続・贈与の適用期限	令和9年12月31日まで		令和14年12月31日まで

II 法令等の解釈に関する事項

5 役員給与の改定（法人税）

III 企業再建等を支援するための措置

6 中小企業経営強化税制（C類型）の適用要件の緩和

7 債権放棄が行われた場合の取扱い（①債権者の取扱い ②債務者の取扱い）

各県税政連だより

茨城県税理士政治連盟

幹事長
坂 場 信 夫

1. 第45回定期大会



若山会長あいさつ

7月14日午後2時から、水戸プラザホテル(水戸市)において、茨城県税理士政治連盟第45回定期大会が開催された。原口副幹事長の司会で始まり、國井副会長の開会の言葉の後、若山会長からあいさつがあった。

議事は高橋会員が議長となり、幹事長の坂場と星会計監事が議案説明をし、第1号議案から第4号議案まですべて可決承認された。

例年は、定期大会終了後国会議員の先生方のほか多数の来賓を囲んでの懇親会を行っていたが、本年は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、来賓の招待を行わなかったため、りようりよう寥々とした定期大会であった。

2. 後援会の活動



石川昭政後援会設立総会

9月7日午前10時から、日立商工会議所(日立市)において「税理士による石川昭政後援会」

の設立総会が開催され、日立支局の鈴木崇久会員が後援会会長に選任された。

3. 陳情活動(税制改正要望)での国会議員との接触状況について

8月3日～9月10日を第1次陳情期間として、田所嘉徳衆議院議員(自民党・茨城1区)、額賀福志郎衆議院議員(自民党・茨城2区)、梶山弘志衆議院議員(自民党・茨城4区)、永岡桂子衆議院議員(自民党・比例北関東)、岡田広参議院議員(自民党・茨城県)、上月良祐参議院議員(自民党・茨城県)の地元事務所において、各後援会の役員が「令和3年度税制改正に関する要望」の陳情を行った。

茨税政としては各後援会の協力を仰ぎ、税理士会の要望実現のため陳情活動をこれまで以上に行う方針である。



田所嘉徳衆議院議員



永岡桂子衆議院議員



上月良祐参議院議員



福田とみかず後援会総会

栃木県税理士政治連盟

幹事長

小 口 秀 一

1. 第49回定期大会

栃木県税理士政治連盟は、本来であれば7月17日宇都宮東武ホテルグランデ（宇都宮市）において開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染予防により書面議決にて開催した。

代議員50人全員から回答があり、下記各議案に対し書面での回示を求めた。

第1号議案 令和元年度運動経過及び組織活動の承認を求める件

第2号議案 令和元年度収支決算の承認を求める件

第3号議案 令和2年度運動方針の議決を求める件

第4号議案 令和2年度組織活動方針の議決を求める件

第5号議案 令和2年度収支予算の議決を求める件

第6号議案 大会決議の議決を求める件

以上議案の全てが、賛成50人 反対0人の回答結果であった。

7月22日上記結果を代議員全員に文書にて報告した。

2. 後援会活動

「税理士による福田とみかず後援会」は、8月19日に第12回総会の開催通知を発送した。本年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面議決による開催とした。

また、同時に今年で10回目となる福田富一県知事による県政報告会の開催通知も発送した。県政報告会は、例年どおり会場型で9月11日に開催し、懇親会は行わなかった。



福田富一県知事

群馬県税理士政治連盟

幹事長

三 輪 洋 之

1. 第49回定期大会

本年度の定期大会は、7月29日、ホテルメトロポリタン高崎（高崎市）において開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面議決による開催に変更した。議案は、全て賛成多数により可決承認された。本来であれば95人の代議員の出席のもと、多数の来賓を迎え盛大に開催の予定であった。コロナ禍の中、安全を考慮した結果であるが、国会議員や議員秘書の方々と情報交換が行えなかったのは大変残念であった。来年の第50回定期大会が、無事開催されることを心から願っている。

2. 後援会活動

「令和3年度税制改正に関する要望」及び「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書の概要」について、各後援会が地元陳情を行った。

(1) 清水真人後援会

8月21日午後4時から、狩野要一後援会長以

下 7 人で前橋市の清水真人事務所で税制改正要望等の陳情活動を行うとともに、議員の最近の活動状況や地元の経済状況等について意見交換を行った。



清水真人参議院議員



陳情・意見交換の様子

(2) 福田達夫後援会

8 月 24 日午前 11 時から、小林馨後援会長以下 4 人で高崎市の福田達夫事務所で税制改正要望等の陳情活動を行うとともに、議員の最近の活動状況や地元の経済状況について意見交換を行った。



福田達夫衆議院議員



陳情・意見交換の様子

埼玉県税理士政治連盟

幹事長

岸

生 子

1. 第 55 回（定期）大会を開催



議決確認

第 55 回（定期）大会を 6 月 18 日に開催した。例年は会場（パレスホテル大宮や、ザ・キャピトルホテル東急等）にて開催していたが、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面議決による開催とした。

6 月 4 日に代議員 321 人に対し、議案書等とともに書面議決書を同封し、6 月 18 日を期日として議案について賛否の回示を求めた。

締切後の 6 月 19 日に幹事長の岸による議決確認が行われ、第 55 回（定期）大会は、6 月 18 日付をもって、すべての議案を原案のとおり可決承認した。

出席者（期日までに賛否の回示のあったもの）
代議員 321 人中 275 人

2. 正副幹事長会議

8 月 18 日午後 3 時からウェブを利用して行った。

日税連と日税政の「令和 3 年度税制改正に関する要望」、「重点建議事項の概要」、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書の概要」の内容を説明し、国会議員への地元陳情の分担を行った。税理士による後援会のある議員については後援会の会長と協力し、後援会のない議員には埼税政の役員が担当することとした。

3. 国会議員への陳情

8 月 21 日午前 10 時から、穂坂泰衆議院議員（自由民主党・埼玉 4 区）の朝霞事務所に幹事長の岸が伺い、陳情を行った。穂坂議員は税理士な

ので、税制についてはすぐに理解を示し協力を約束した。経済産業省等の給付金への税理士の協力が大きいということで、税理士の地位向上についての活動も求められた。



穂坂泰衆議院議員

同日午前11時から、熊谷裕人参議院議員（立憲民主党・埼玉）の大宮の事務所で中村岳副幹事が陳情した。災害損失控除と災害時における相続時精算課税の評価の見直しには関心を示し、委員会等で質問したいとのことだった。



熊谷裕人参議院議員

新潟県税理士政治連盟

幹事長

森 山 昭 彦

1. 第53回定期大会について

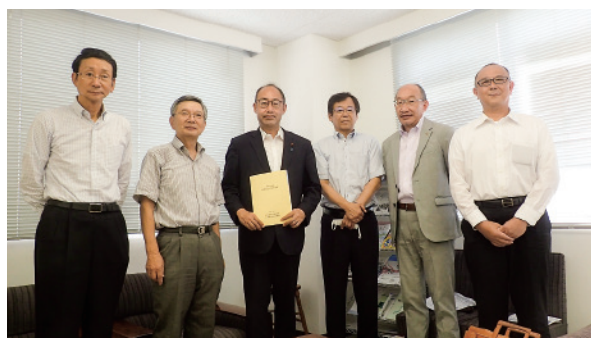
新型コロナウイルスの影響により、今年に入ってから大部分の会議が書面議決によることとなり、定期大会も同様に書面議決によらざるを得なくなった。代議員80人に対し、7月22日を期限として書面議決により議案についての回答を求めた。期日までに80人のうち73人からの回答があり定期大会が成立し、議案はいずれも賛成多数により原案どおり可決承認された。

2. 陳情活動について

今年度の税制改正等要望事項の国会議員に対する陳情は、税政連役員による議員会館での一斉陳情が中止になった影響で、第1次陳情期間（8月3日～9月10日）と第2次陳情期間（10月5日～11月5日）の2回に分けて行うこととなった。今年度新たに追加された「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する要望」も含め後援会及び会員が精力的に活動した結果、第1次陳情期間で3分の2以上の国会議員に対して陳情することができた。



黒岩宇洋衆議院議員



細田健一衆議院議員



西村智奈美衆議院議員



鷺尾英一郎衆議院議員



泉田裕彦衆議院議員



打越さく良参議院議員

3. 後援会活動

新潟県は与党と野党の票が拮抗しており、選挙のたびに現職が入れ替わる状況が続いている。そのような中で新潟県における「税理士による後援会」は、5会（うち非現職1）設立されているが、現職国会議員11人のうち5人を占める野党系議員の後援会は0となっており、今後野党系議員を含めた後援会を増設していくことが課題となっている。

長野県税理士政治連盟

幹事長
横 沢 正

1. 第45回定期大会



百瀬会長あいさつ

長野県税理士政治連盟第45回定期大会は、7月15日メトロポリタン長野（長野市）において、同日同所で開催される県連定期総会に先立ち、午後1時30分から2時までの時間短縮の中開催された。今大会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「委任状による議決権の行使」の活用を呼びかけ、代議員数73人中本人出席25人、委任状による出席46人となった。会場は広く、ドアも開けたまま、マイクに消毒をするなど、三密を避けるために十分な配慮がなされていた。

議長に百瀬会長を選出し、議事は第1号から第6号まですべての議案が可決承認された。なお、県連と合同で例年行われていた合同祝賀は開催されなかった。



会議中も扉は開いたままでした



定期大会会場風景

2. 長野県税政連の活動



正副会長会

4月23日 第1回正副会長会

5月22日 監査会

- 6月4日 第2回正副会長会
 6月25日 第1回幹事会書面議決期日（34人中
 34人賛成）
 7月15日 第3回正副会長会

3. 後援会活動

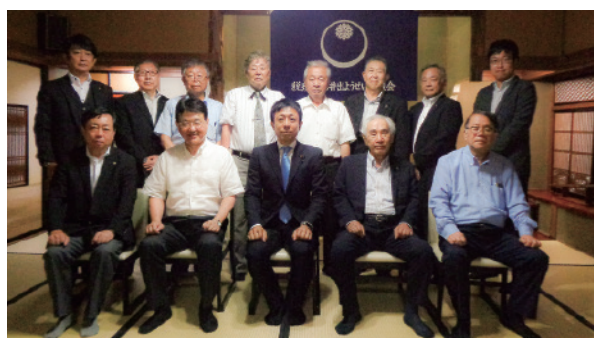
8月3日「税理士による井出ようせい後援会」設立総会がうな藤（上田市）において新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮された中、関税政高野善生副会長、百瀬県税政連会長にも来訪いただき開催された。

井出庸生衆議院議員は自由民主党長野3区。

佐久・上田両支局にまたがる後援会で佐久支局の小池久己会員が後援会会長に選任された。

併せて、総会后、井出議員に対し「令和3年度税制改正に関する要望」等の陳情を行った。

8月8日及び11日「税理士による務台俊介後援会」は、松本市の務台事務所にて「令和3年度税制改正に関する要望」等の陳情を行った。特に災害対応税制とインボイスの廃止について説明し、賛同いただき、その旨意見表明していきたいとの言葉をいただいた。



井出庸生衆議院議員を囲んで



井出議員による国政報告



井出議員へ建議書等手交



務台俊介衆議院議員（8月8日）



務台議員（8月11日）

税理士による国会議員後援会名簿（新設）

国会議員名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	設立年月日
井出庸生	長野3区	自民党	小池久己	大井清司	R2.8.3
石川昭政	茨城5区	自民党	鈴木崇久	渡邊央一雄	R2.9.7

（敬称略）

関税政の動き

●令和2年8月3日 第2回正副会長・正副幹事長合同会議
(Web 会議)

議題 今年度の日税政の税制改正要望項目及び今年度の関税政の税制改正における最重点要望項目について

編集後記

広報委員長 三輪 洋之

今年の税理士試験は、新型コロナウイルス対策のため、直前に会場変更が行われました。対象となった方々の中には動揺された方もいらしたことでしょう。経済活動を中心とした大人たちの苦悩がクローズアップされていますが、子供たちも授業、部活、文化祭、修学旅行等、様々なことをあきらめざるを得ない状況です。大学生の中にはまだキャンパスに足を踏み入れることさえできない人もいます。しばらくすると、入試のシーズンがやってきます。税理士試験とは比較にならない数の受験生たちが、不安の中、試験に臨みます。様々な感染防止対策が取られるとは思いますが、子供たちが日頃の努力の成果を精一杯発揮できることを祈ります。

広報副委員長 柳澤 彰

一斉陳情が中止となり、地元での陳情に変更された。税制改正は府省庁の取りまとめから始まると考えれば実情に適った変更かもしれない。景気・財政も一段と厳しさが増す中未来をつくる税政連活動が重要であろう。

広報副委員長 島崎 己作

コロナ補正予算は、持続化給付金も、一人10万円の特例定額給付金も粗雑で不公平です。チャッカリ現金を貰って笑う人と、本当に困って一律100(200)万円では足りない人がいます。これが給付でなく逆に納税であったなら不公平税制で暴動が起こるかもしれません。

広報委員 飯田 義明

今年の7月は、雨の日が毎日続き、8月はガラリと猛暑の日が続きました。9月もまた猛暑が続い

ています。
これも「温暖化」の影響なののでしょうか。昨年のように猛烈な台風の来襲が常態化するのでしょうか。さて脱炭素社会にむけて政府は大きく動き出しました。国内の火力発電所を10年で3分の1まで減少させると。

しかし不足分を何で埋めるかは公表はしていません。まさか完全に制御するだけの技術をもたない原子力にシフトする布石ではないと良いのですが。

広報委員 青柳 孝

今回のコロナの騒ぎで、リモートでできること、無理してやらなくてもいいことなどが分かってしまった気がします。

昔を想うより今と未来に希望を持ち、心の距離が離れないように考えて生きていきたいです。

広報委員 小坂橋敬之

令和2年はいまだ終息を見ない新型コロナウイルスに始まり、東京オリンピック・パラリンピックの延期や長期政権の終焉など、歴史の真ただ中にいることを実感する年になりそうです。

広報委員 齋藤 嘉一

最近、やっとガラケーからスマホに変えてキャッシュレス決済サービスにチャージをしました。チャージしただけで、買い物もしていないのに2,500円分のポイントをいただきました。時代遅れの人から平均的な人になった気がしました。

広報委員 塩川 進

消費税の複数税率の導入から1年、事務処理負担の増加は悩ましいですね。さらに、新型コロナウイルスによる影響への様々な支援の対応に追われる状況の中、3年後に迫るインボイス方式の導入も含め、見直しを強く望むところです。

悩んでいませんか?! 退職金対策



ぜいたいきょうが
安心! オススメ!

安心できる退職金制度は?

関与先にも紹介したい...

そんなときは、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

特定退職年金共済制度

えっ? 複利で2%!?



ひとり1件紹介キャンペーン実施中

関与先・税理士会員をご紹介いただいた場合、諸経費をお支払いいたします

例) 関与先をご紹介いただいた場合、

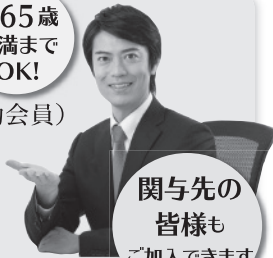
新規加入事業所 1件につき 20,000円+消費税
被共済者 1名につき 5,000円+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

ご加入いただける方

- ①税理士会会員(税理士法人含む)
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)

満65歳
未満まで
OK!



制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元がない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

※掛金の費用負担は
ございません。

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
加入 期間			
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846
さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261
http://www.zeitaikyo.com



制度の詳細はホームページを
ご覧ください

[ぜいたいきょう](#) [検索](#)

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

税理士業界一筋 45 年余の信頼と実績

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。**業務負担を
大幅軽減!****未収金防止に
役立ちます!****報酬自動支払制度が選ばれる理由**理由
①**基本料金 0 円!**

関与先 1 件、335 円で利用可能

* 郵送型「POST」の場合

理由
②**総合的な
売上管理が可能**口座振替「未利用」の関与先様も含めた総合的な管理が可能。(無料)
未収金の一覧も自動生成されます。

* ネット型「e-NET」の場合

理由
③**相続税や確定申告など
不定期の報酬にも対応!**年 1 回・半年に 1 回等不定期に発生
する報酬もご利用いただけます。**選べる 2 つの方式****POST 郵送型****帳票を毎月郵送**まずは 1 件から始めたい先生に
おすすめです。

■ 利用料金

基本料・・・・・・・・・・ 無 料

口座振替請求手数料・・・・ 335 円 / 件

**e-NET ネット型****ネットで管理も楽々**集金管理の効率化を図りたい先生に
おすすめです。

e-NET の集金支援システム特許取得【特許第 5117097 号】

■ 利用料金・・・・・・・・・・ 1,800 円 / 月

(5 日と 28 日両方の振替日をご利用の場合は、2,100 円 / 月となります。)

口座振替請求手数料・・・・ 240 円 / 件

* 表示金額に消費税は含みません。

POST/e-NET**共通事項**

● 関与先様の振替日は、5 日 or 28 日 (関与先様ごとにどちらかを設定可能です)

● 税理士先生への振込は、振替日の 5 営業日後

報酬自動支払制度のお問い合わせは ホームページから資料請求・申込が可能です。

0120-155-551**報酬自動支払制度 検 索****各種事業も好評をいただいています。****関与先様の集金は My 集金 NET****集金業務でお悩みの
関与先様をご紹介します。**賃料・各種会費・購読料など定期・
不定期を問わず 1 件からサポー
トいたします。

My 集金 NET のお問い合わせは

0120-155-551**研修事業のご案内**幅広いテーマと著名講師による実
務上のポイント解説を中心とした
研修を多数ご用意してお
ります。マルチメディア
研修も豊富です。

研修事業・日税ジャーナルオンラインについてのお問い合わせは

TEL 03-3340-4488**日税ジャーナルオンライン****知りたい情報はココにあります!**最新の税務ニュースやお役立ち
ワンポイント講座など、税理士
事務所のための情報
ポータルサイトです。

税理士協同組合事務代行社

株式会社 **日税ビジネスサービス**

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会



資料請求先

株式会社日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ

*ホームページでは事故事例をご覧いただけます。

ぜひはいほけん

検索



次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は昭和 28 年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった当時の税理士によって創立されました。

その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。

弊会独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、
弊社ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいところの寄り添いが、大きな助け合いの輪に一。

「にちぜいきょうさい」は、この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、引き続き活動してまいります。

是非とも皆様のご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁（関東信越税理士会 会長）



税理士 団体保障

選べる医療保障 マイセレクト

団体介護保障

おしどり保障

所得補償

個人年金

普通年金

大型年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



関東信越税理士協同組合連合会 事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書（路線価図他）の注文及び販売、税理士専用カード、税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

◆教育情報事業

セミナーの企画・開催

◆福祉共済事業

グループ保険共済制度（本連合会独自の団体定期保険）、退職金共済制度、ぜいりし年金制度
関東信越税協連企業年金基金

◆福利厚生事業

あんしん財団事業（事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生）
中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用（特約企業提携料金）

◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載
ホームページによるタイムリーな情報の提供

◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス
M & A の仲介

お問い合わせ 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 O L S ビル 14 階
電話 048-650-0333 FAX048-650-0335 <http://www.kanzeikyo.or.jp/>